

Foundation One Liquid CDx の適応について

「固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とする」ことが原則であり、例外的に血液検体での提出が可能となる。

以下の条件をすべて満たしている場合にのみ、Foundation One Liquid CDx での提出が可能である。

- 病理検体が3～5年以上経過している。また、侵襲的な場合などにより、腫瘍組織検体の再採取が不可である。
- 1か月間に化学療法を行っていない。
- 現在の治療が奏功していない。
- 患者にLiquid検査で得られる結果には、適応となる治療や治験の情報が少なくなる場合があることを説明している。(MSIやTMBについては保険適応外のため、変異の結果が出てもこれらに関する治験情報は提供されない。)

また、検査に一度提出した検体の状態が悪くDNAの検出ができず、シーケンスの結果が出なかった。かつ、組織検体の再採取が不可能な場合に血液検体での再提出が可能である。